

令和5年度森林環境譲与税の使途について

尾張旭市

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律(平成31年法律第3号)第34条第3項により、その使途を下記のとおり公表する。

事業区分	事業名	事業内容	事業総額(単位:千円)		
			(A)+(B)	(A)森林環境譲与税	(B)他の財源
木造公共建築物の整備等	小・中学校施設維持運営事業	小中学校校用備品購入のうち木材の児童生徒用机・椅子等を整備する。	2,214	2,100	114
木造公共建築物の整備等	子育て支援センター木製備品整備事業	子育て支援センターに木製の収納棚、絵本たて等を整備する。	1,190	1,100	90
木造公共建築物の整備等	ピンポンパン教室木製備品整備事業	ピンポンパン教室に木製の遊具等を購入する。	699	600	99
木造公共建築物の整備等	保育園遊戯室内装改修事業	国産材を活用し、保育園の床張替工事を行う。	3,575	2,980	595
木造公共建築物の整備等	ふれあい農園木製柵整備事業	県産材を活用し、ふれあい農園に木製柵を設置する。	3,496	3,400	96